

# 山梨県公報

第二千八十四号

平成二十二年

十月二十八日

木曜日

## 目次

鳥獣保護区の存続期間の更新	六〇九
休猟区の指定	六〇九
特定猟具使用禁止区域の指定	六一二
道路の区域変更	六一五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	六一六
公 告	
争議行為予告通知の受理	六一二
国土調査の成果の認証	六一三
基本測量の実施	六一三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六一二
公安委員会	
指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出	六一二
正 誤	
昭和三十六年十月五日付第三千五百五号中	六一二

## 告 示

### 山梨県告示第三百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 鳥獣保護区の名称  
雨畑湖鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域

南巨摩郡早川町雨畑地内の雨畑湖満水時(標高四百四十五メートル)の水面から

五十メートル外側の線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

八十四ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

雨畑湖と周辺の美しい自然は、県の景観保存地区に指定され、周囲には多くの野生鳥獣が生息している。特に冬季についてはカモ、オシドリなどが数多く飛来している。

このように当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(2) 雨畑湖周辺の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 山梨県告示第三百十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に基づき、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣(ニホンジカ及びイノシシに限る。)に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 休猟区の名称  
斑山休猟区

2 休猟区の区域

北杜市須玉町・北杜市高根町境界線と県道六百五号（清里須玉線）との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み北杜市営林道比志海岸寺線との接点に至り、同所から同林道を南、北東及び南東に進み県営林道比志海岸寺線との接点に至り、同所から同林道を北東及び南東に進み北杜市営林道松尾線との接点に至り、同所から同林道を東及び南西に進み松尾農道との接点に至り、同所から同農道を南西に進み北杜市営林道馬場線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み北杜市道馬場漆戸笹場線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み北杜市道五十田上中田線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南東に進み県道二十三号（葦崎増富線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道六百一号（増富若神子線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み北杜市道中尾津金線との接点に至り、同所から同市道を北進し北杜市道小倉妙観寺線との接点に至り、同所から同市道を西進し北杜市道小倉下道線との接点に至り、同所から同市道を北進し北杜市道中小倉穴平線との接点に至り、同所から同市道を北西、南西及び西に進み須玉川との交点に至り、同所から同川を北進し北杜市須玉町・北杜市高根町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北及び東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

千六百二十・三ヘクタール

二 1 休猟区の名称

奥御岳休猟区

2 休猟区の区域

甲府市黒平町地内の県営林道荒川線と荒川との交点（上黒平橋）を起点とし、同所から同川を東及び北に進み精進川との合流点に至り、同所から同川を北及び北東に進み甲府市営林道御岳線との交点（竜の平橋）に至り、同所から同林道を北、北東、南東及び北東に進み甲府市有林第十三林班と第十四林班との境界線の交点に至り、同所から同境界線を南進し甲府市・山梨市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南、西、南東及び南に進み県営林道荒川線との交点に至り、同所から同林道を北西、西、南西及び北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

五百二十九・一ヘクタール

三 1 休猟区の名称

天目山休猟区

2 休猟区の区域

甲州市大和町地内の県営林道大蔵沢大鹿線と県道大菩薩初鹿野線との接点を起点とし、同所から同県道を北進し県営林道日川線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み県有林峡東事業区第九十二林班・同事業区第九十三林班境界線に向かう歩道との接点に至り、同所から同歩道を南東に進み同事業区第九十二林班・同事業区第九十三林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し甲州市・大月市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南、南西に進み大蔵沢へ向かう登山道の接点に至り、同所から同登山道を北西及び南西に進み県営林道大蔵沢大鹿線との接点に至り、同所から同林道を南西及び北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

二千二十一ヘクタール

四 1 休猟区の名称

芦川休猟区

2 休猟区の区域

県道笛吹市川三郷線と甲府市・笛吹市境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北西及び北東に進み笛吹市境川町・笛吹市芦川町境界線との接点（滝戸山三角点（標高千二百二十・八メートル））に至り、同所から同境界線を北東に進み笛吹市八代町・笛吹市芦川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び東に進み笛吹市御坂町・笛吹市芦川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を東に進み笛吹市営林道蕪入沢上芦川線との接点に至り、同所から同林道を南及び西に進み笛吹市道芦川十一号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み県道笛吹市川三郷線との接点に至り、同所から同県道を南東、西及び南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

千四百三三ヘクタール

五 1 休猟区の名称

富士川休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡富士川町平林地区の戸川と県営林道赤石高下線との交点（赤石橋）を起点とし、同所から同林道を南東及び東に進み富士川町道泊平矢川一号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み富士川町営林道赤石高下線との接点に至り、同所から同林道を南進し富士川町道立石清水線との接点に至り、同所から同町道を西、南及び南西に進み富士川町道十谷清水線との接点に至り、同所から同町道を南進し県道四百七号（十谷鬼島線）との接点に至り、同所から同県道を西進し県営林道五開茂倉線との接点に至り、同所から同林道を北西、南及び北に進み南巨摩郡富士川町・南巨摩郡早川町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北、西及び北東に進み南巨摩郡富士川町・南アルプス市境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し県営林道櫛形山線との交点に至り、同所から同林道を南西、南東及び南西に進み県営林道丸山線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み青砂沢との交点に至り、同所から同沢を東及び南へ進み戸川との接点に至り、同所から同川を東へ進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

五千二・一ヘクタール

六 1 休猟区 of 名称

十枚山休猟区

2 休猟区 of 区域

南巨摩郡南部町成島地内の南部町営林道成島線と南部町営林道剣抜大洞線の接点を起点とし、同所から同林道を南進し左濁沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み南部町営林道奥山線との交点に至り、同所から同林道を南進し登山道（通称「東海自然歩道」）との接点に至り、同所から同登山道を南進し山梨県・静岡県境界線との交点（田代峠）に至り、同所から同境界線を西、北及び北西に進み南部町

営林道成島線起点へ向かう山道との交点（刈安峠）に至り、同所から同山道を北東及び南東に進み南部町営林道成島線との接点に至り、同所から同林道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

千五百八十四・七ヘクタール

七 1 休猟区 of 名称

真木奈良子休猟区

2 休猟区 of 区域

大月市七保町下瀬戸地内の大月市道奈良子一号線と国道百三十九号との接点（小俣川橋）を起点とし、同所から同国道を南及び西に進み、大月市道大沢入口勘蔵線との接点に至り、同所から同市道を西進し大月市道宮ノ越切久保線との接点に至り、同所から同市道を西進し大月市道切久保線との接点に至り、同所から同市道を西進し同市賑岡町奥山地区に向かう山道との接点に至り、同所から同山道を西進し県道五百十二号（金山大月線）との接点に至り、同所から同県道を南進し県営林道遅能戸線との接点に至り、同所から同林道を西及び南に進み大月市営林道橋倉線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み大月市道真木橋倉線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み、県道五百十号（桑西真木線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み県営林道真木小金沢線との接点に至り、同所から同林道を北進し県営林道奈良子線との接点に至り、同所から同林道を北東、南東及び東に進み大月市道奈良子一号線との接点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

三千五百二十三・七ヘクタール

八 1 休猟区 of 名称

棚頭休猟区

2 休猟区 of 区域

県道三十号（大月上野原線）と大月市・上野原市境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北及び北西に進み浅川峠に向かう登山道との接点（扇山山頂）標

高千百三十八メートル)に至り、同所から同登山道を北進し雨降山に向かう登山道との接点(権現山山頂(標高千三百一十一・九メートル)に至り、同所から同登山道を東進し上野原市棚頭地区に向かう登山道との接点(雨降山山頂(標高千七百七十七メートル)に至り、同所から同登山道を南進し和見峠を経て県営林道と見棚頭線との交点に至り、同所から同林道を北、東及び南に進み上野原市道と見棚との接点に至り、同所から同市道を南東に進み県道三十号(大月上野原線)との接点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

千二百三十ヘクタール

九一 休猟区の名称

近ヶ坂休猟区

2 休猟区の区域

大月市・都留市境界線と国道百三十九号との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み都留市道姥沢川通線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み県道四十号(都留インター線)との接点に至り、同所から同県道を北西に進み県道七百五号(高畑谷村停車場線)との接点に至り、同所から同県道を西進し都留市道下大幡初狩線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み屋敷沢沿いの山道との接点に至り、同所から同山道を北東に進み、大月市・都留市境界線との接点(通称丸太ル)に至り、同所から同境界線を北東及び南に進み、起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

千三百五ヘクタール

十 休猟区 of 名称

吉田休猟区

2 休猟区 of 区域

富士吉田市下吉田地内の富士急行線と富士吉田市道新町通り線との交点(御姫坂踏切)を起点とし、同所から同市道を西進し富士吉田市・南都留郡富士河口湖町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び北東に進み霜山山頂(通称天上山。

標高千三百一・七メートル)を経て富士吉田市道梅久保線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み富士急行線との交点に至り、同所から同線を南西に進み、起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

八百十四ヘクタール

十一 休猟区 of 名称

精進湖休猟区

2 休猟区 of 区域

南都留郡富士河口湖町精進地内の国道三百五十八号と県道七百六号(精進湖畔線)との接点を起点とし、同所から同県道を西進し、県道百十三号(甲府精進湖線)との接点に至り、同所から同県道を北進し王岳に向かう山道との交点に至り、同所から同山道を東進し鍵掛峠に向かう山道との接点(王岳山山頂(標高千六百二十三メートル)に至り、同所から同山道を東進し南都留郡富士河口湖町根場地区に向かう山道との接点(鍵掛峠)に至り、同所から同山道を南進し富士河口湖町道波倉線との接点に至り、同所から同町道を南進し富士河口湖町道根場一号線との接点に至り、同所から同町道を南進し県道二十一号(河口湖精進線)との接点に至り、同所から同県道を南西に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を西進し国道三百五十八号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

4 面積

九百十ヘクタール

山梨県告示第三百二十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 特定猟具使用禁止区域の名称

武川特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

北杜市武川町柳沢地区内の甲斐駒ヶ岳広域農道と県営林道精進ヶ滝線との接点を起点とし、同所から同林道を南西に進み北杜市営林道釜無川右岸線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み通称柳沢鴨尾農道南端から南へ延長した線との交点に至り、同所から同延長線を北進し通称柳沢鴨尾農道との接点に至り、同所から同農道を北進し北杜市道柳沢八号線との接点に至り、同所から同市道を北進し北杜市道柳沢天神線との接点に至り、同所から同市道を東進し農道柳沢十六号線との接点に至り、同所から同農道を東進し農道柳沢十五号線との接点に至り、同所から同農道を東進し農道柳沢十一号線との接点に至り、同所から同農道を北東に進み北杜市道柳沢真原線との接点に至り、同所から同市道を南進し北杜市道柳沢山高線との接点に至り、同所から同市道を東進し甲斐駒ヶ岳広域農道との接点に至り、同所から同農道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百九十五ヘクタール

二一 特定猟具使用禁止区域の名称

笛吹川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

山梨市万力地区内の笛吹川に架かる根津橋西詰を起点とし、同川右岸堤防を南進し県道四百七十七号市川三郷山梨自転車道路（通称「笛吹川サイクリングロード」）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み西八代郡市川三郷町地区内の三郡東橋に至る間の外側（笛吹川沿いにおいては右岸側、平等川及び荒川沿いにおいては、兩岸をいう。）幅二百メートルの区域並びに山梨市万力地区内の根津橋から西八代郡市川三郷町地区内の三郡東橋に至る笛吹川の全面（川の右岸堤防から左岸堤防までの範囲をいう。以下同じ。）、甲府市西高橋町地区内の平等川に架かる大黒橋から同川と笛吹川との合流点までの平等川の全面、甲府市蓬沢地区内の国道二十号（通称甲府八

イパス）と濁川との交点から同川と笛吹川との合流点までの濁川の全面、甲府市西

下条町地区内の荒川に架かる二川橋から同川と笛吹川との合流点までの荒川の全面及

び笛吹市石和町砂原地区内の渋川に架かる鬼田橋から同川と平等川との合流点までの

渋川全面の区域

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

千百八十五・五ヘクタール

三一 特定猟具使用禁止区域の名称

八代特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

笛吹市八代町奈良原地区内の県道笛吹市川三郷線と笛吹市道八代九百一十号線との接点を起点とし、同所から同市道を南進し笛吹市道八代五百四十四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し笛吹市道八代九百四号線との接点に至り、同所から同市道を東、北及び東に進み笛吹市道八代九百七号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進みウツドストックカントリークラブゴルフ場敷地境界線外側二百メートルの線との接点に至り、同所から同線を北東、南東、南西、南東及び西に進み県道笛吹市川三郷線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百十七ヘクタール

四一 特定猟具使用禁止区域の名称

境川特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

笛吹市境川町小黒坂地区内の境川カントリー倶楽部ゴルフ場敷地境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地

<p>3 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 百七十二ヘクタール</p> <p>五1 特定猟具使用禁止区域の名称 中原特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域 甲州市勝沼町中原地内の大滝川と甲州市道菱山三号線との交点（中居橋）を起点とし、同所から同市道を北東に進み甲州市道中原六号線との接点に至り、同所から同市道を北東及び東に進み甲州市塩山・甲州市勝沼町境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南東に進み大滝不動尊奥の院に向かう歩道との接点に至り、同所から同歩道を南進し県営林道菱山深沢線に向かう歩道との接点に至り、同所から同歩道を西及び南西に進み県営林道菱山深沢線との接点に至り、同所から同林道を北西及び南東に進み大滝川との交点に至り、同所から同川を北西に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 二百二十七ヘクタール</p> <p>六1 特定猟具使用禁止区域の名称 中富特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域 南巨摩郡身延町西嶋地内の身延町道西嶋大塩線と北沢川との接点（大塩橋）を起点とし、同所から同川を北及び北西に進み身延町道大須成岩間線との交点（柳川橋）に至り、同所から同町道を北進し県営林道富士見山線との交点に至り、同所から同林道を南東及び北西に進み里沢川支流の沢との交点（直路沢橋）に至り、同所から同沢を東進し皿松山（標高五百二十九・五メートル）の尾根に至り、同所から同</p>	<p>尾根を東、南東及び北東に進み蟹谷沢川との接点に至り、同所から同川を東進し身延町道下町蟹谷線との交点（西嶋第一橋）に至り、同所から同町道を南東に進み県道四百三号（甲斐岩間停車場西島線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み昭和川右岸の管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を南西、東及び北東に進み身延町道上一三号線との接点に至り、同所から同町道を東進し身延町道上一七号線との接点に至り、同所から同町道を南進し身延町道上一二号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み身延町道上一二三号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み身延町道西嶋大塩線との接点に至り、同所から同町道を南西、西及び北西に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 三百十七・三ヘクタール</p> <p>七1 特定猟具使用禁止区域の名称 花咲特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域 大月市脈岡町浅利地内及び同市大月町花咲地内の花咲カントリー倶楽部敷地境界線の外側二百メートルの線と中央自動車道西宮線下り線との交点（浅利トンネル東詰）を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み、花咲カントリー倶楽部敷地境界線の外側二百メートルの線との交点（中央自動車道下り線の距離標七十一・三の地点）に至り、同所から同線を北、北西、北、東及び南東へと進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 百八十五ヘクタール</p>
--	--

八 1 特定猟具使用禁止区域の名称

犬目特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

上野原市犬目地内の同市日留野地区に向かう尾根と中央自動車道下り線左ルートとの交点（土橋南詰め）を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み、大月市・上野原市境界線との交点に至り、同所から同境界線を西、北西及び北に進み県道三十号（大月上野原線）との交点に至り、同所から同県道を東進し通称犬目の兵助の墓に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南東に進み同市日留野地区に向かう尾根との接点（通称犬目の兵助の墓）に至り、同所から同尾根を南東へ進み、起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百七十ヘクタール

九 1 特定猟具使用禁止区域の名称

大幡特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

都留市大幡地内の都留市道下大幡初狩線と県道七百五号（高畑谷村停車場線）との接点（宝小学校前信号）を起点とし、同県道を西進し県道七百十二号（大幡初狩線）との接点に至り、同所から同県道を北進し近ヶ坂峠に至る山道（通称中津森新道）との接点（近ヶ坂峠入口）に至り、同所から同山道を南東に進み大月市初狩町奥丸田地内の大月市土地開発公社造成地の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び南西へ進み通称四号堰堤脇において南西に延びる山道との接点に至り、同所から同山道を南西に進み大月市・都留市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南東に進み屋敷沢沿いの山道との接点（通称丸太タル）に至り、同所から同山道を南西に進み都留市道下大幡初狩線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百八十四ヘクタール

十 1 特定猟具使用禁止区域の名称

富士天神山スキー場特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域

南都留郡鳴沢村富士山地内のふじてんスノーリゾート敷地の境界線の外側百メートルの線により囲まれた一団地

3 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

八十四ヘクタール

山梨県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二三四六番の二地先から南巨摩郡身延町切石字西割一五二番の一地先まで	旧	六・〇 六三・四	六一七九・〇

南巨摩郡身延町遅沢字塩沢一三四六番の二地先から 南巨摩郡身延町切石字西割一五二番の一地先まで	新 六・〇〇 六三・四	六二七九・〇
南巨摩郡身延町遅沢字塩沢一三四六番の二地先から 南巨摩郡身延町江尻窪字大洞一四四二番地先まで	三・六〇 六三・四	四一五二・四

山梨県告示第三百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

笛吹市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
山口	山口	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
山口の2	山口の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
下岩下	下岩下	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
鎮目	鎮目	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
善行寺裏	善行寺裏	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
新田下 1	新田下 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

新田下 2	急傾斜地の崩壊	新田下 2
藤野木	急傾斜地の崩壊	藤野木
藤野木の2	急傾斜地の崩壊	藤野木の2
室部	急傾斜地の崩壊	室部
新田 1	急傾斜地の崩壊	新田 1
新田 2	急傾斜地の崩壊	新田 2
新田 の2	急傾斜地の崩壊	新田 の2
三星橋北	急傾斜地の崩壊	三星橋北
藤野木	急傾斜地の崩壊	藤野木
藤野木の2	急傾斜地の崩壊	藤野木の2
土塚 1	急傾斜地の崩壊	土塚 1
土塚 2	急傾斜地の崩壊	土塚 2
大口	急傾斜地の崩壊	大口
原下	急傾斜地の崩壊	原下
下大窪	急傾斜地の崩壊	下大窪
大黒坂	急傾斜地の崩壊	大黒坂
大窪	急傾斜地の崩壊	大窪
茶の木	急傾斜地の崩壊	茶の木



市之蔵川	唐沢川	唐松沢川 2	唐松沢川	大蔵沢川	屋敷入沢	出黒川の 1	天狗川	玄済川	城山川	上平川	平沢川	天川	山沢川	大黒坂	藤垓	下久保	藤垓	向昌院裏
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大口山開拓川の 4	白崩	浅川	大口山開拓川の 3	大口山開拓川の 2	大口山開拓川の 1	信濃沢川	京戸川 5	京戸川 4	京戸川 3	京戸川 2	京戸川 1	山宮川	大石川	田垂川	百田川 2	百田川 1	金沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

境川の2	境川の1	境川の3	大谷沢川	深沢	切付平	三ツ子沢	大平	竜安寺川	四ツ沢	ぐみ沢	欠沢川	南竹居川	南竹居川の2	伊良沢	大口山開拓川の7	大口山開拓川の6	大口山
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

南竹居3	南竹居2	南竹居1	広才ヶ	釜前	芋沢川	蟹沢川	間門川2	間門川1	狐川西川	狐川の2	狐川の1	法華寺沢川	小林川	坊ヶ峰	合の沢	小鳥川	神沢川
地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

笛吹市															市町村名	
藤野木の2	藤野木	三星橋北	新田の2	新田2	新田1	室部	藤野木の2	藤野木	新田下2	新田下1	善行寺裏	鎮目	下岩下	山口の2	山口	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
															土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	
															次の図のとおり (図面省略)	

唐松沢川2	大蔵沢川	出黒川の1	城山川	上平川	大黒坂	藤袋	下久保	藤袋	向昌院裏	茶の木	大窪	大黒坂	下大窪	原下	大口	土塚2	土塚1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大平	竜安寺川	ぐみ沢	南竹居川	大口山開拓川の7	大口山開拓川の6	大口山	大口山開拓川の4	白崩	浅川	京戸川 5	京戸川 4	京戸川 3	山宮川	百田川 2	金沢川	市之蔵川	唐沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

釜前	蟹沢川	間門川 1	狐川の2	法華寺沢川	坊ヶ峰	合の沢	神沢川	境川の1	境川の3	大谷沢川	深沢	切付平	三ツ子沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

**山梨県告示第百二十三号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
南アルプス市	築山 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	築山 2	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南アルプス市	築山 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	築山 2	急傾斜地の崩壊	

公 告

● 争議行為予告通知の受理  
 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二十二年十月十五日付けで通知があった。  
 平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

- 1 次の要求事項解決のため
- 2 医師・看護師・介護職員的大幅増員。夜勤制限協定の締結。
- 3 生活を守る賃金確保。大幅な一時金の獲得。
- 4 「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。
- 4 下請け・派遣労働の導入・拡大反対。

二 日時

平成二十二年十一月十一日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院  
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院  
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院  
 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所  
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所  
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所  
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所  
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所  
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター  
 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所  
 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所  
 南巨摩郡富士川町長沢二百二十五番地の一 ますほ共立診療所  
 甲府市宝一丁目五番十号 共立在宅ケアセンター甲府  
 南アルプス市桃園三百四十番地 共立在宅ケアセンター巨摩  
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の一 共立在宅ケアセンター石和  
 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 メゾン広瀬一〇三号 共立在宅ケアセンター竜王  
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 共立在宅ケアセンター御坂  
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 共立在宅ケアセンター武川  
 南巨摩郡富士川町長沢二百二十五番地の一 共立在宅ケアセンター増穂  
 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし  
 甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ  
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府市地域包括支援センターきょうりつ

四 概要

以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場または一部職場  
 三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単

独又は併用して行う。  
ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

一 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

富士吉田市及び甲斐市

二 調査を行った時期

富士吉田市 平成二十二年七月四日から平成二十三年三月二十九日まで  
甲斐市 平成二十年十一月一日から平成二十一年三月十二日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

富士吉田市大字下吉田及び大字新倉の各一部

甲斐市大字上芦沢の一部

五 認証年月日

平成二十二年十月十九日

一 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十二年十月八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（地理識別子整備事業）

二 作業地域 富士吉田市

三 作業期間 平成二十二年十月十五日から平成二十三年三月二十六日まで

一 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年十月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町築地新居字大神七二八の三、七二九の一、七三〇の二、七三〇の五、七三一の一及び七三二の三並びに甲斐市玉川字川除外一五五八の一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所、甲斐市役所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上石田二丁目二十三番二十四号 有限会社 ホシヤマ製作所 代表取締役 星山 春雄

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第七号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社湯村自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

一 変更後の代表者の氏名 藤原 隆幸

二 変更年月日 平成二十二年六月十一日

### 正 誤

昭和三十六年十月五日山梨県告示第百八十三号（保安林の解除）  
七九九ページの表中「二四六一」は「四二六一」の誤り。  
八〇一ページの表中「四三三四の一」は「四三三四内一」の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番